

医療法人社団 恒久会
介護老人保健施設 メディケアーさざなみ
(介護予防) 短期入所療養介護

重要事項説明書

介護老人保健施設メディケアーさざなみ 重要事項説明書
(令和 6 年 4 月 1 日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 介護老人保健施設 メディケアーさざなみ
- ・開設年月日 平成 12 年 3 月 31 日
- ・所在地 千葉県木更津市中島 2366 番地 1
- ・電話番号 0438-40-1605 ・FAX 番号 0438-40-1905
- ・管理者名 足利 建
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1251080035 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設メディケアーさざなみの運営方針]

当施設は山口医院を母体に平成 12 年 4 月、風光明媚な地、木更津市中島に開設された施設であり当法人が平成 8 年 4 月より運営している 介護老人保健施設 メディケアーやまゆりの経験を生かし、更に一步進んだ介護老人保健施設を目指しております。

家庭的雰囲気の下、医師、看護師による健康管理、理学療法士によるリハビリテーション、介護職員による食事、入浴、レクリエーションなどの介助を受けながら生活をし、日常生活能力を可能な限り維持、回復し、自立した生活ができるよう援助するのを第一方針並びに目標とし家庭復帰への橋渡しの機能を果たします。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	通所リハ	業務内容
・医師	1				利用者の健康管理及び医療処置に適切な処置を講じる
・看護職員	10		1 (0)		利用者の保健衛生並びに看護業務
・薬剤師		0.33			医師の指示の下、利用者に必要な薬剤管理業務を行なう
・介護職員	24		4 (5)	4.5	利用者の日常生活全般に渡る介護業務
・支援相談員	1				利用者等への相談指導業務
・理学療法士等	1			0.5	医師の指示の下、利用者の機能回復訓練に従事する
・管理栄養士	1				献立作成、調理員を指導して給食業務に従事する
・介護支援専門員	1				利用者が自立した日常生活を営むために必要な援助及びケアプランの作成
・事務職員	1				施設の事務業務を行う
・その他					

(4) 入所定員等 ・定員 100 名

・療養室 個室 12 室、4 人室 22 室

(5) 通所定員 50 名 (介護予防給付利用者含む)

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 介護予防短期入所療養介護サービス計画の立案
- ⑤ 介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ⑥ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 8時00分～8時30分
昼食 12時00分～12時30分
夕食 18時00分～18時30分
- ⑥ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所者は原則として週に2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑧ 医学的管理・看護
- ⑨ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑩ 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）
- ⑪ 相談援助サービス
- ⑫ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑬ 口腔衛生管理サービス
- ⑭ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑮ 理美容サービス（原則月1回実施します。）
- ⑯ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑰ 行政手続代行
- ⑱ その他
*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名称 山口医院
 - ・住所 袖ヶ浦市奈良輪 535-1
 - ・名称 加藤病院
 - ・住所 木更津市高柳 2-12-31
 - ・名称 木更津病院
 - ・住所 木更津市岩根 2-3-1
 - ・名称 きっかわクリニック
 - ・住所 木更津市大和 1-6-17
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 やまぐち歯科医院
 - ・住所 袖ヶ浦市福王台 4-21-8

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 事業所利用に当たっての留意事項

- ・ 事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、事業所は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会
面会時間は、午前 8 時より午後 8 時までです。この時間以外は事前に許可をお受けください。面会時には、面会票への記入をお願いいたします。
- ・ 外出・外泊
外出・外泊をされる場合は、管理者への届出のもと付き添い家族が責任をもってご同行下さい。その時は必ず、「外出・外泊許可願」にご記入ください。（用紙は各階サービスステーションにあります。）
- ・ 飲酒・喫煙
事業所内では飲酒及び喫煙は禁止いたします。
- ・ 火気の取扱い
事業所内への火気の持ち込みは禁止します。
- ・ 設備・備品の利用
事業所に配置してある備品については、大切に取り扱い許可なく事業所での利用以外の目的に使用してはならない。また、故意に破損させた場合、賠償いただくことがあります。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み
原則は禁止ですが、必要物品等は事前に事業所長の許可を受けて下さい。
なお、持ち込みの備品については、利用料がかかる場合がございます。
- ・ 金銭・貴重品の管理
利用者間での金品等の貸し借りはしないで下さい。また貴重品やまとまったお金は、療養室におかないでください。紛失・損傷した場合、当事業所では責任を負いかねます。
- ・ 外泊時等の事業所外での受診
入所中は、事業所医師の許可なしに、他医療機関での診察や投薬はお受けできませんので注意してください。緊急で受診した場合にも事業所へ至急ご連絡下さい。
- ・ ペットの持ち込み
事業所内へのペットの持ち込みは禁止します。
- ・ 洗濯
洗濯についてはご家族の持ち帰りを原則とします。但し、2 階洗濯室にコインランドリーもありますのでご利用下さい。
- ・ 入浴
入浴日は、原則週 2 回となっております。行事等で変更になる場合もございます。
毎月の行事・入浴予定表は「さざなみ新聞」等でお知らせいたしますのでご確認ください。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 防災訓練 年 2 回 (4 月、10 月)

6. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当事業所には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。
(電話 0438-40-1605)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。又、外部の第三者機関（市町村担当窓口等）に相談することもできます。

- | | |
|--------------|--|
| ○苦情解決責任者 | 管理者 |
| ○苦情受付窓口（担当者） | 支援相談員
電話：0438-40-1605、FAX：0438-40-1905 |
| ○受付時間 | 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:00 |
| ○外部相談窓口 | 千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課（苦情相談窓口）
電話：043-254-7428
木更津市 介護保険課
電話：0438-23-7162 |

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙 1>

(介護予防) 短期入所療養介護について
(令和 6 年 4 月 1 日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. (介護予防) 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要支援及び要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、(介護予防) 短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・保証人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

1 保険給付の自己負担額

(介護保険制度では、要介護認定による要支援・要介護の程度によって利用料が異なります。負担割合は交付されている負担割合証をご確認下さい。以下は 1 日あたりの自己負担分です。)

(基本料金)

(1 単位 : 10.27 円)

	<多床室> 【基本型】	<多床室> 【在宅強化型】	<従来型個室> 【基本型】	<従来型個室> 【在宅強化型】
要支援 1	613 単位	672 単位	579 単位	632 単位
要支援 2	774 単位	834 単位	726 単位	778 単位
要介護 1	830 単位	902 単位	753 単位	819 単位
要介護 2	880 単位	979 単位	801 単位	893 単位
要介護 3	944 単位	1,044 単位	864 単位	958 単位
要介護 4	997 単位	1,102 単位	918 単位	1,017 単位
要介護 5	1,052 単位	1,161 単位	971 単位	1,074 単位

(加算料金)

夜勤職員配置加算	24 単位/日	利用者 20 名に対し、1 名以上、看護・介護職員を配置した場合。
個別リハビリテーション実施加算	240 単位/日	個別にリハビリテーション計画を作成し、リハビリテーションを実施した場合。
認知症ケア加算 (※要支援は除外)	76 単位/日	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする場合。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位/日	認知症の行動・心理症状を認め、在宅での生活が困難であり、緊急に利用することが適当と判断した場合。
緊急短期入所受入対応加算	90 単位/日	利用者の状態や家族の事情等により、介護支援専門員が必要と認めた場合。
若年性認知症利用者受入加算	120 単位/日	若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合。
重度療養管理加算 (※要支援は除外)	120 単位/日	要介護 4 又は 5 であって、手厚い医療が必要な状態である利用者を受け入れた場合。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)	51 単位/日	在宅復帰、在宅療養支援をより進めている場合。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (II)	51 単位/日	
送迎加算	184 単位/片道	入所及び退所の際、自宅までの送迎を行なった場合。
総合医学管理加算	275 単位/日	治療管理を目的とし、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない場合で、投薬、検査、注射、処置等を行った場合。
療養食加算	8 単位/食	疾患に基づき医師が食事箋を発行し、特別な食事を提供した場合。
口腔連携強化加算	50 単位/回	口腔の健康状態の評価結果等の情報を提供した場合。
認知症専門ケア加算 (I)	3 単位/日	認知症ケアについて専門的な研修を修了した職員を配置し、専門的なケアを実施した場合。
認知症専門ケア加算 (II)	4 単位/日	(I) の要件を満たし、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施した場合。
緊急時治療管理	518 単位/日	様態が急変した場合等、所定の対応を行った場合。
特定治療	医科点数による	施設において、リハビリ、処置手術、麻酔又は放射線治療を行った場合。
生産性向上推進体制加算 (I)	100 単位/月	見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間等の適切な役割分担の取組等を行った場合。
生産性向上推進体制加算 (II)	10 単位/月	見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入し、職員間等の適切な役割分担の取組等を行った場合。
サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位/日	介護職員の総数のうち介護福祉士 80%以上配置、または勤続 10 年以上介護福祉士 35%以上の場合。
サービス提供体制強化加算 (II)	18 単位/日	介護職員の総数のうち介護福祉士 60%以上配置している場合。
サービス提供体制強化加算 (III)	6 単位/日	介護職員の総数のうち介護福祉士 50%以上、または常勤職員 75%以上、もしくは勤続 7 年以上 30%以上配置している場合。
介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数× 75/1000	介護職員の賃金改善を実施している施設がサービスを行った場合。
介護職員等処遇改善加算 (II)	所定単位数×71/1000	
介護職員等処遇改善加算 (III)	所定単位数×54/1000	
介護職員等処遇改善加算 (IV)	所定単位数×44/1000	

4. 利用料

1	食費	2,200 円/日	入退所日等、食事の提供が一部の場合でも 1 日につきの料金となります。
②	入所者が選定する特別な食事	実費	通常の食事以外で特別メニュー選定された場合にお支払いいただきます。
③	滞在費	660 円/日	多床室（2・4 人室）の滞在費費用
		1,910 円/日	従来型個室（個室）の滞在費費用
④	入所者が選定する特別な療養室料	2,500 円/日	個室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、個室をご利用の場合、外泊時にも室料をいただく事となります。
		2,000 円/日	
⑤	日常生活費	250 円/日	石鹸・シャンプー・バスタオルやおしぼり等の日常生活上の便宜に係る費用です。
⑥	教養娯楽費	200 円/日	レクリエーションで使用する折り紙等の材料や遊具、音楽等の費用です。
⑦	行事費	実費	外出行事や季節に合った行事への参加費用です。
⑧	健康管理費	実費	インフルエンザ予防接種に係る費用でインフルエンザ予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。
⑨	送迎費	130 円/Km	通常事業実施地域以外の地域に居住する方が送迎を依頼した場合にお支払いいただきます。

※1 ①食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく食費の上限となります。

※2 ③滞在費は、入退所日当日及び外泊時にも滞在費をいただくこととなります。

（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく滞在費の上限となります。）

※3 ①「食費」及び③「滞在費」については、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額をご確認下さい。

※4 日常生活費、教養娯楽費の必要性について

当施設は看護、介護サービス付きの介護老人保健施設です。日常生活費及び教養娯楽費については当施設で共同生活していただく上での生活雑貨・レクリエーションに係わる必要な費用です。個人個人の所有方式にしますと、看護・介護職員が管理することになりますが、それらは膨大な量となり、その施設管理が大変になることから、当施設でご用意させていただいた物を全体の中管理させていただいております。

これらを有効に活用して、ご利用の皆様方に、より快適な日常生活を営んでいただくよう努めておりますので、何卒ご理解ご了承を賜りますようお願いいたします。

5. 支払方法

毎月 10 日までに、前月分の請求書を発行いたします。お支払い方法は、毎月 26 日（26 日が土日、祝日の場合は翌営業日）口座引き落としとなります。入金確認後領収書を発行いたします。

<別紙2>

個人情報の利用目的

介護老人保健施設メディケアーさざなみでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設及び法人他事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設及び法人他事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供